

保護者の皆様

練馬区小学校PTA 聯合協議会
会 長 谷津 諭
練馬区立大泉第六小PTA
会 長 小林 清二

学童事故傷害見舞金制度について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、小P連では、児童の安全に対する関心を高め、交通事故や思わぬ事故に対して相互扶助の意味で見舞金を贈ることを目的に、「学童事故傷害見舞金制度」を設けております。

つきましては、PTA会員の皆様に制度の概要をご案内いたします。

記

1. 制度の適用例 ※いずれも、医療機関を受診する事故やけがである場合。

- * 運行中の車に乗っている時、又は乗り物にはねられた場合。(校庭開放往復中に起きた交通事故等。)
- * 乗客として改札に入り、乗降場、構内でけがをした場合。
- * 道を歩いている時、建物から物が落ちてきたり、建物が倒れたりして、けがをした場合。
- * 校庭開放往復中に起きた交通事故。

2. 見舞金 ★1児童につき、年間1件の支給(例外あり)

(1) 死亡の場合 10万円 *けがにより、事故の日より100日以内に亡くなった時。

(2) けがの場合 全治2週間迄のけがは2千円。以後1日あたり300円で5万円を限度とする。

※支払いについては、医師の初期診断書に基づき、小P連会長の判断による。

※治療日数に関わらず、事故状況を記入する。

※治療日数に関わらず、医師の初期診断書(コピー可)を添付する。見舞金の申請のためにのみ診断書を取得した場合はその領収書(コピー不可)の添付により診断書発行料のうち3000円まで小P連より支給します。診断書のコピーを提出した場合は、診断書発行料の支給はありません。

※保険ではありません。あくまでもお見舞金であり、けがの程度等には無関係。

3. 例外規定

- (1) 集団交通事故の発生時は、役員会で検討する。
- (2) 船舶・航空機等の有保険事故は除外する。(但し、役員会で検討する。)
- (3) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター「災害共済給付金制度」・校庭開放 傷害見舞金等の適用の事故は除外する。
- (4) 外部スポーツ団体でのけが・事故は除外する。
- (5) 学校敷地内・学校授業内(移動教室等の課外授業含む)での事故・けがは除外する。

【見舞金制度の問い合わせおよび請求先】

大泉第六小学校 PTA 会計担当まで mail;o6ptar3@gmail.com